

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 143号

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第4条中「前条の規定による」を「貸付けの決定の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の借用書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 母子・父子福祉団体以外の者 当該者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 母子・父子福祉団体 当該母子・父子福祉団体及び連帯債務を負担する借主の全員の印鑑登録証明書

第5号様式1注以外の部分中

「

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により、次のとおり借り受けます。

を

」

「

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により、次のとおり借り受けます。

連帯債務を負担する借主又は連帯保証人に対する履行の請求は、借受者に対しても、その効力を生じることにより同意します。

に、

」

「

連帯債務を負担する借主	住所	
	氏名	⑩

を

」

「

借受者又は連帯保証人に対する履行の請求は、連帯債務を負

連帯債務を負担する借主	担する借主に対しても、その効力を生じること同意します。		に
	住所		
	氏名	⑩	

改め、同様式2（表面）中

「

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により、次のとおり借り受けます。	を
--	---

」

「

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により、次のとおり借り受けます。	に
連帯債務を負担する借主に対する履行の請求は、借受団体に対しても、その効力を生じること同意します。	

」

改め、同様式2（裏面）注以外の部分中

「

	住所	氏名	を
--	----	----	---

」

「

	借受団体又は連帯債務を負担する借主に対する履行の請求は、履行の請求を受けていない連帯債務を負担する借主に対しても、その効力を生じること同意します。		に
	住所	氏名	

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）